諮問番号：令和２年度諮問第２１号

答申番号：令和２年度答申第２８号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

大阪府大阪自動車税事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和２年５月１日付けで行った大阪府税条例（昭和２５年大阪府条例第７５号。以下「条例」という。）に基づく自動車税賦課決定処分（以下「本件処分」という。）の一部の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

（１）新車時適合でも車齢１３年を超えれば環境負荷が増加する根拠は無く、車検にも適合している。

（２）車齢１３年を超えたからといって乗り換え等を助長する課税は、道徳破壊であり、教育上好ましくない。

（３）諸外国では、「自動車文化の保護」の主旨の下、一定の車齢になれば減税等が行われる。自動車文化の扱いに対する冷遇であり、世界の自動車に対する扱いの流れに逆行する。

（４）地方部では、公共交通機関が乏しく、自動車は生活必需品である。車齢１３年を超えて課税することは、軽減税率の対象である食料品等生活必需品に課税するのと同等の取扱いである。

（５）自動車を所有するにあたり、様々な税金がかけられている中、車齢１３年を超えての課税は非常に厳しく、自動車を所有することに対して敷居の高いものの一因となっており、自動車保有台数の減少を招き、しいては日本における自動車文化の崩壊につながる。

（６）以上の観点から、車齢１３年を超えての自動車税課税分に対して不服を申し立てる。

２　審査庁

　　本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

　　本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）審査請求人に賦課された自動車税の対象となった自動車（以下「本件自動車」という。）は、行政不服審査法（平成２６年度法律第６８号）第３２条第２項に基づき、処分庁から、証拠書類等として提出された本件自動車の登録事項等証明書によると、次のとおりである。

ア　本件自動車の自動車登録番号は、「○○○○○○○○」であり、所有者は、審査請求人である。

イ　登録年月日は、「平成２５年６月７日」であり、初度登録年月は、「昭和６３年７月」である。

ウ　自動車の種別は、「小型」、用途は、「乗用」、自家用・事業用の別は、「自家用」である。

エ　総排気量は、「１．９９リットル」である。

オ　燃料の種類は、「ガソリン」である。

以上のことから、本件自動車は、ガソリンを内燃機関として用いる自家　用の乗用車で総排気量が１．５リットルを超え、２リットル以下のものに該当し、初度登録年月が昭和６３年７月であることから、地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。）附則第１２条の４第３項及び条例附則第９条の２第３項の規定の適用を受ける自動車と認められる。

よって、処分庁が本件自動車に係る令和２年度分の自動車税について、法附則第１２条の４第１項第３号で定める税率３９，５００円を適用せず、同条第３項で定める税率４５，４００円を適用し（以下「重課措置」という。）、税額を４５，４００円とした本件賦課決定に違法又は不当な点は認められない。

（２）審査請求人は、「環境負荷について、新車時適合でも車齢１３年を超えれば負荷が増加する根拠は無く、車検にも適合している」と主張し、重課部分の税率を取り消すことを求めているが、自動車税のグリーン化税制（税率の重課）にあっては、個別具体的な自動車の使用状況による定めはなく、一定条件の自動車に対し、一律に重課することになっている。

また、「自動車文化の保護」や「自動車は生活必需品」であることなど、審査請求人の主張する諸事情は、自動車税の税率決定についての法律上の要件に該当せず、さらに、審査請求人の主張する諸事情をもって自動車税の税率を決定する旨の制度は法令上存在しないので、審査請求人の主張を認めることはできない。

なお、自動車税のグリーン化税制（税率の重課）が導入された平成１３年度税制改正の解説では、重課基準については、自動車一台一台についてその排出ガス性能を個別に測定することは事実上困難で、一定の外形的基準を設定することが必要であり、その意味では、登録事項等証明書の初度登録年月の欄から確認が容易である車齢が、外形的基準としては最も適当であると考えられたこと、また、製造時に現在のガソリン車の排出ガス規制値の２倍以上排ガス性能が悪かった車を基準としつつ、ものを大切にする観点や早期廃車による環境負荷にも配慮し、最終的にガソリン車については初回新規登録後１３年を経過したものについて重課を行うこととしたとされていることを申し添える。

（３）上記以外の違法性又は不当性の検討

その他に本件賦課決定に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

令和２年１１月１２日　　諮問書の受領

令和２年１１月１３日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知等

主張書面等の提出期限：１１月２７日

口頭意見陳述申立期限：１１月２７日

令和２年１１月２６日　　第１回審議

令和２年１２月２１日　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）種別割とは、法第１４５条第２号に規定する種別割をいう。（条例第８条第２項第８号（法第１４５条第２号参照））

また、自動車とは、法第１４５条第３号に規定する自動車をいう。（条例第６３条第１項（法第１４５条第３号参照））

（２）自動車税は、自動車（前記（１）の自動車をいう。以下自動車税について同じ。）に対し、当該自動車の取得者に環境性能割によって、当該自動車の所有者に種別割によって課する。（条例第６３条第１項（法第１４６条第１項参照））

（３）自家用の乗用車であって、総排気量が１．５リットルを超え、２リットル以下のものに対して課する種別割の税率は、１台について、年額３６，０００円とする。（条例第６５条第１項第１号ロ（法第１７７条の７第１項第１号ロ（３）参照））

（４）種別割の賦課期日は、４月１日とする。（条例第６６条（法第１７７条の８参照））

（５）令和元年１０月１日の前日までに初回新規登録を受けた自家用乗用車等に対して課する自動車税の種別割の税率は、前記（３）の規定にかかわらず、１台について、総排気量が１．５リットルを超え、２リットル以下のものについて、年額３９，５００円とする。（条例附則第９条の２第１項第１号（法附則第１２条の４第１項第３号参照））

また、上記の規定の適用を受ける自家用乗用車等のうち、ガソリン自動車で平成２０年３月３１日までに初回新規登録を受けたものに対する初回新規登録を受けた日から起算して１４年を経過した日の属する年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る上記の規定の適用については、３９，５００円を４５，４００円に読み替えるものとする。（条例附則第９条の２第３項及び第９条第１項第１号（法附則第１２条の４第３項第３号及び第１２条の３第１項第１号参照））

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）本件自動車の登録事項等証明書には、次のとおり記載がある。

ア　自動車登録番号　○○○○○○○○

イ　所有者の氏名又は名称　〔審査請求人〕

ウ　登録年月日／交付年月日　平成２５年６月７日

エ　初度登録年月　昭和６３年７月

オ　自動車の種別　小型

カ　用途　乗用

キ　自家用・事業用の別　自家用

ク　総排気量又は定格出力　１．９９リットル

ケ　燃料の種類　ガソリン

（２）令和２年５月１日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、本件処分を行った。本件処分に係る自動車税（種別割）納税通知書兼納付書には、自動車登録番号が「○○○○○○○○」、納付する金額の合計が「４５，４００円」と記載されている。

３　判断

（１）本件処分時の条例附則第９条の２第３項の規定によれば、令和元年１０月１日の前日までに初回新規登録を受けた自家用乗用車等のうち、ガソリン自動車で平成２０年３月３１日までに初回新規登録を受けたものに対する初回新規登録を受けた日から起算して１４年を経過した日の属する年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る令和２年度分の自動車税に係る税率は、総排気量が１.５リットルを超え、２リットル以下の自家用乗用車については、４５，４００円とされている。

（２）本件自動車は、登録事項等証明書によれば、所有者は審査請求人であり、初度登録年月は昭和６３年７月、用途は「乗用」、自家用・事業用の別は「自家用」、 総排気量は１．９９リットル、燃料の種類は「ガソリン」であること等が認められ、処分庁は、前記（１）のとおり、条例の定めるところに従い本件処分を行っていることが認められる。

（３）審査請求人は、車齢１３年を超えれば環境負荷が増加する根拠がないこと、乗り換え等を助長する課税は教育上好ましくないこと、自動車文化の保護という世界の自動車に対する流れに逆行すること、地方部では公共交通機関が乏しく自動車は生活必需品であること、日本における自動車文化の崩壊につながること等を理由に、本件処分のうち重課措置に係る部分を取り消すことを主張する。

しかしながら、重課措置は、自動車税（種別割）のグリーン化特例により、初回新規登録から１３年を超えるガソリン車に対して一律に適用されるものであり、また、審査請求人が主張する理由をもって自動車税の税率を決定する法令上の規定は存在しないことから、審査請求人の主張は認められない。

（４）以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。したがって、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第１部会

委員（部会長）　谷口　勢津夫

委員　　　　　　高畠　淳子

委員　　　　　　濱　　和哲